

広島県大学吹奏楽連盟規約

第1条（総則）本連盟は広島県大学吹奏楽連盟と称し、社団法人全日本吹奏楽連盟の会員である広島県吹奏楽連盟に属する。

第2条（組織）本連盟は広島県の大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」と略記）の吹奏楽団体をもって組織する。

第3条（目的）本連盟は加盟団体間の交流、技術の向上を図るとともに、吹奏楽を通じて地域文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条（役員を選出）本連盟に次の役員をおき、連盟の運営と事務の処理を行う。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 若干名
- (6) 監事 2名

2 役員は理事会において選出する。

3 役員のうち理事長、副理事長、理事、監事は、加盟団体の代表者より選出する。

第5条（役員の仕事）役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 理事長は本連盟を代表し、連盟の運営を統括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 理事は本連盟の企画運営にあたる。
- (4) 事務局長は理事長を補佐し、連盟の事務を統括する。
- (5) 事務局次長は事務局長の補佐および会計、書記等の事務を行う。
- (6) 監事は会計の監査にあたる。

2 前項の仕事に加え、広島県吹奏楽連盟の理事（大学部門）を役員から2名選出し、その運営参画の任にあたる。

第6条（役員の任期）役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条（事業）本連盟は第3条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「吹奏楽の夕べ」の企画運営
- (2) 広島県吹奏楽連盟の主催事業への参与
- (3) その他理事会において必要と認められた事業

- 2 前項の事業を行うにあたり、理事長が必要と認めた場合は、個々の事業に対し事業部をおくことができる。
- 3 事業部長は、理事長が指名し、理事会の承認によりこれを選出する。
- 4 事業部の構成は、部長に一任する。

第8条（理事会）本連盟に最高議決機関として理事会をおく。

- 2 理事会は第4条に定める役員および第7条第3項により選出された事業部長によって構成される。
- 3 理事会は委任状を含めて3分の2以上の出席で成立し、議決はすべて出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 4 理事会は理事長が招集し、次の事項を扱う。
 - (1) 規約改正の協議・承認
 - (2) 役員の選出
 - (3) 事業計画案の作成・承認
 - (4) 第7条第3項に定める事業部長の承認
 - (5) 予算の審議及び決算の承認
 - (6) 広島県吹奏楽連盟からの持ち帰り事項に関する協議
 - (7) その他理事長が必要とする事項の協議

第9条（会計）本連盟の経費は各加盟団体の連盟費および事業収入その他をもってこれにあてる。

- 2 前項における連盟費は、必要に応じて理事会での協議および承認によりこれを決定する。
- 3 本連盟の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条（加盟・継続・除名・脱退）

本連盟へ新規に加盟する大学等は、理事会が定める申請書類に入会費を添え、事務局へ提出するものとする。

- 2 前項における入会費は理事会での協議および承認によりこれを決定する。
- 3 本連盟へ継続加盟を希望する団体は、所定の書類に連盟費を添え、事務局へ提出するものとする。
- 4 本連盟の加盟団体またはその団体構成員が、本連盟の秩序を乱したとき、又は著しく本連盟の名誉を侵害したとき、理事会の協議を経て当該団体を除名することがある。
- 5 本連盟から脱退を希望する団体は、所定の書類をもって事務局に申し出、理事会において承認を得なければならない。
- 6 その他、本連盟への加盟にかかる詳細な取り扱いは、別に定める規定によりこれを行う。

第 1 1 条（事務局）本連盟は理事長が定めるところに事務局をおく。

2 事務局長は必要に応じて事務局員を任命することができる。

3 事務局員は事務局長、事務局次長を補佐し、連盟の事務全般を行う。

第 1 2 条（補則）本連盟の加盟団体が演奏会を行う場合、後援願の承諾は特別必要としない。

2 この規約外に生ずる問題に関しては、理事会において協議する。

3 この規約は理事会において承認された日から施行する。

附 則

この規約は平成 2 1 年 3 月 1 日から施行する。

この規約は平成 2 2 年 3 月 2 7 日から施行する

平成 2 1 年 3 月 1 日 制定

平成 2 2 年 3 月 2 7 日 改定

申し送り事項

理事会参加者の交通費補助について

交通費補助を受ける場合には、所属大学から理事会会場まで公共交通機関を使用し、その金額が往復 1500 円を超過した場合、その超過分を補助するとする。（21. 4. 26 理事会）